

神戸市外国語大学図書館規程

2007年4月1日

規程第103号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学組織規程（2007年規程第1号）

第11条の7に基づき、神戸市外国語大学図書館（以下「図書館」という。）について、基本的事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、本学に必要な学術情報メディアと関連環境を整備し、本学構成員に提供することにより、本学における教育・研究を支援するとともに、地域の教育・文化の向上に貢献することを目的とする。

(施設)

第3条 削除

(組織及び運営)

第4条 図書館長は、図書館の事務を掌理し職員を指揮監督する。

第5条 図書館に関する重要事項は図書館部会で審議する。

(利用)

第6条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

(受贈・受託資料)

第7条 図書館は、資料の寄贈を受け、又は資料を受託することができる。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 神戸市外国語大学図書館規程（2007年4月規程第43号）は、廃止する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。